

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項		回答	担当課
①職員問題			
1	大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。	現下の厳しい行財政状況のもと、市民サービスの向上及び緊急時における対応において、効率化、合理化といった内容は避けて通れない状況にあります。職員の適正な採用及び配置に向けて、今後とも努力いたします。	人事課
2	大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの原因を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	育児や介護など、時間に制約のある職員もいることから、そのような状況であっても、管理職を目指す勤務体制の整備を行うとともに、キャリアデザイン研修を実施し、管理職への登用を促進するよう努めてまいります。	人事課
3	大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。	令和4年12月末時点における本市の外国人人口は4,129人で、国別内訳として中国(1,251人)、ベトナム(893人)、韓国・朝鮮(887人)、フィリピン(186人)、米国(99人)、インドネシア(97人)、台湾(74人)、タイ(63人)、ネパール(60人)、ブラジル(42人)が上位10カ国となっています。 なお、外国語対応が可能な職員数の調査は実施しておりませんが、これまでから、市庁舎内で外国語対応が可能な職員を配置しており、今後必要に応じて応援を要請する等、適切に対応してまいります。	市民課 人事課
②子ども・シングルマザー等貧困対策関係			
4	2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。	本市では、2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行っておりません。	こども政策課

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
<p>5</p> <p>子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。</p> <p>イ 就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。</p> <p>ロ 朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。</p> <p>ハ 大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。</p> <p>ニ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。</p>	<p>イ 現在、国の方針による就学援助システムの標準化に取り組んでいます。令和7年度中の移行を目指して就学援助システムの改修を進めており、就学援助の電子申請化についても検討中です。就学援助費の支給単価は国の補助金制度の基準額や近隣市町村の状況を踏まえて設定しているため、市単独で増額することは現在のところ考えていません。</p> <p>ロ 市内のこども食堂はすべて民間の団体等が自主的に様々な特色をもって実施しており、本市として事業化は検討しておりません。学校での朝ごはん会については、担当できる教員の配置や施設や学校の空き教室の貸出しが厳しいことにより現段階では難しい状況であります。教育活動の中での食育の観点より、朝ごはんの重要性や栄養バランス等については子どもたちに更に伝えていきたいと考えております。</p> <p>ハ こども食堂を通じて、低所得世帯への食料支援を実施できるよう、こども食堂の団体等の運営の安定化を図っています。こどもに家庭的な雰囲気のある食事並びに学習または交流の場を提供することもこども食堂を運営する事業に対し、1回実施するごとに2,000円の報償金(1年度当たり96回を上限とする)を支給しているほか、寄付食材等の提供、昨年度からはこども食堂に気軽に寄付できるシステムを導入しております。公的な施設や学校の空き教室の無料貸出しにつきましては、現段階では考えておりません。</p> <p>ニ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところでありますが、児童扶養手当の事実婚やDV等の支給要件の確認に際しては、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行っているところであります。また、児童扶養手当申請時や現況届出時に、ひとり親の施策案内等を配付または配架し、ひとり親家庭に最新かつ正確な情報の提供を行っております。さらに、外国語の対応につきましては、英語に精通した職員が配属されていることから、問題なく対応できております。</p>	<p>イ 学務課</p> <p>ロ、ハ こども政策課 学校教育推進課</p> <p>ニ こども政策課</p>

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
<p>6 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。</p>	<p>窓口での一部負担金につきましては、受益と負担の適正化を図り、一定の負担をしていただくことで持続可能な制度とするため大阪府が導入したものであり、府内共通の制度として実施していることから、各市町村との整合性を図る上からも必要な制度であると考えております。 また、入院時食事療養費につきましては、大阪府が平成25年度にひとり親医療費助成、平成27年度に子ども医療費助成を廃止しましたが、本市では、子育て支援の一環で子ども医療費助成のみ実施してきました。しかしながら、自宅で療養している子どもとの公平性の観点や、対象年齢拡充に伴う経費増に鑑み、令和3年10月1日から助成対象外としております。 現在のところ市独自の妊産婦医療費助成制度創設の考えはありません。</p>	<p>こども政策課 子育て支援課</p>
<p>7 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</p>	<p>小学校給食は、全校自校式による全員給食を実施しています。また、中学校給食は、現在、デリバリー方式による選択制給食を実施しており、令和7年1月に、センター方式による全員給食を開始予定です。 学校給食にかかる負担軽減は、少子化対策にも資する総合的な取組であるため、国の施策として実施するよう、国に要望しております。 特に経済的負担が大きい中学生の給食費については、令和7年1月より無償とします。 保育所・こども園・幼稚園の食材料費につきましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者に負担していただくことが原則であると考えております。</p>	<p>学務課 保育幼稚園事業課</p>
<p>8 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。</p>	<p>学校保健安全法施行規則に基づき、各校で歯科検診の結果を保護者あてに通知し、未処置歯等の状況を把握するとともに、治療を要する児童生徒の保護者には受診勧奨を行い、受診結果を管理しており、現在のところは、教育委員会で調査、把握を行う考えはありません。 第3者による付き添い受診については、本人のニーズによりスクールソーシャルワーカーが同行支援をしている場合がありますが、現在のところは制度化する考えはありません。</p>	<p>学務課 学校教育推進課</p>
<p>9 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>	<p>給食後の歯みがきについては、過去より学校ごとに取り組んでいますが、各種感染症の拡大防止の観点から取組を控えている学校もあります。またフッ化物洗口については、現在のところは実施する考えはありません。</p>	<p>学務課</p>

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
10 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。	障害者福祉のてびきの冊子に障害者（児）歯科保健診療施設一覧を掲載し周知しております。	障害福祉課
11 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。	毎年奨学金等に関する冊子を作成し、中学3年生への配付や説明会の実施を行い周知を行っています。また、高校等に進学を希望する生徒を対象とした給付型の奨学金制度を実施しています。	学校教育推進課 学務課
12 公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。	公営住宅の管理状況といたしましては、203戸を管理しており、令和6年6月末現在、空家は61戸であります。空家の目的外使用による貸し出しにつきましては、公営住宅法第45条及びその関係省令等に基づいて対応するものと考えますが、具体的にご相談をいただいた事例はなく、対応実績はございません。今後も新規入居募集等の状況を勘案しつつ、必要に応じ関係機関と連携し研究してまいります。	建築課
13 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。	保育士確保のための宿舎借上げ制度については既に実施しており、国の宿舎借上げ制度の基準にあたらぬ保育士に対しても独自補助を実施しています。学童保育については、現在のところ、本市独自で当該支援を行う予定はありません。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 学童保育課
14 役所、保健福祉センター、福社会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。	施設の通信環境の整備につきましては、中央図書館や男女共生センター、文化・子育て複合施設等にWi-Fiを整備しているほか、貸室利用者向けに貸出用Wi-Fiルータを設置するなど、施設の設置目的や必要性に応じて行っております。	DX推進チーム

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
<p>15 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。</p>	<p>校外学習において安全確保は大前提であり、各学校が参加の可否を判断できるよう今後も大阪府からの情報をもとに不明な点については確認を行い、各学校に情報提供してまいります。</p>	<p>学校教育推進課</p>
<p>③医療・公衆衛生</p>		
<p>16 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。 見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載 保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 東京保険医協会 (hokeni.org)</p>	<p>現行の被保険者証の廃止につきましては、法令に基づき適切に対応してまいります。 なお、国に対し、マイナンバーカードをお持ちでない方や被保険者証の紐づけをされていない方が医療機関を受診される際に不利益が生じないよう要望しております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>17 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。</p>	<p>大阪府では、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症等に備え、保健所機能の強化などに取り組まれているものと考えております。</p>	<p>健康づくり課</p>

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
<p>18 PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。</p>	<p>土壌検査に関しては、市内全域に関しどのような基準等に基づき試料採取地点を選定するのか、また、現時点において様々な土質の場合において一様に同等の精度が得られることが確認されていないこと、試料の採取・取扱いに関し個別に留意すべき事項について現時点で十分に明らかになっていないこと等から、市で対応することは考えておりません。</p> <p>住民の健康状態の把握の手段としては、国の示す方向性において、地域保健活動の一環として行うことが望ましいとされており、血液検査への助成や相談窓口の設置については、現時点の国の知見では血液検査結果をもって健康影響を把握することはできないとされていることから、市として検討する段階にないと考えております。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>④国民健康保険</p>		
<p>19 2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。</p>	<p>保険料率を統一したことなどによる被保険者の負担の増加につきましては、国及び大阪府に対し、負担軽減のための財政措置を講じられるよう要望しております。今後とも統一保険料率の抑制等の動向を注視するとともに、大阪府の広域化調整会議等において必要に応じ意見してまいります。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>20 18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>	<p>子どもの均等割額の軽減につきましては、国に対し、対象年齢及び軽減割合にかかる更なる制度の拡充を要望しております。傷病手当につきましては、国からの支援終了の通知を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>減免制度、徴収猶予、一部負担金減免につきましては、市ホームページにおいて周知しており、減免制度につきましては、納付書発送時に同封するお知らせにも記載し周知に努めております。</p> <p>オンライン申請につきましては、国民健康保険の加入・脱退や保険証の再交付申請、葬祭費の支給申請などで実施しており、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>21 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。</p>	<p>資格確認書の取扱いにつきましては、国から示される法令・通知等に基づき適切に対応してまいります。</p>	<p>保険年金課</p>

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項		回答	担当課
22	国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。	保険料の納付方法に関する案内や、加入・脱退時の届出書の記入見本など既に外国語に対応しているものもございます。今後ともできる限り適切な対応に努めてまいります。	保険年金課
⑤特定健診・がん検診・歯科健診等			
23	特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。	医療機関等での実施に加え、市内3圏域（東、西、南圏域）の地区保健福祉センターにて特定健診・各種がん検診を実施し、受診される方の利便性の向上及び、多様な受診機会の提供に努めております。地域を限定した受診勧奨や、その後の保健師による結果説明会を実施するなど、地域に密着しながら、より個人に合った分析・評価を行うことで自身の健康に目を向けてもらいながら、受診率向上につながる取組を進めております。 また、市ホームページによる外国語表記や窓口での応対など適切な対応に努めておりますが、より丁寧で分かりやすい案内に努めます。	健康づくり課
24	大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。	国の生涯を通じた国民皆健診の動向を踏まえつつ、本市におきましても、より効果的な取組を検討してまいります。 また、在宅患者、障がい者の方については、現在実施しております訪問歯科健康診査にて受診が可能となっております。 特定健診の項目は、国で定められた統一的な健診項目であるため、歯科健診を追加する予定はありません。	健康づくり課
⑥介護保険・高齢者施策			
25	第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。	介護保険料は、負担能力に応じて設定されており、本市の介護保険料についても、基金等を活用し、適正に設定したものであると考えております。一般会計からの繰り入れは考えておりません。 なお、国庫負担率の引上げについては、大阪府市長会を通じて国へ要望しております。	長寿介護課
26	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。	低所得者に対する軽減措置の実施は、国の特別対策により実施されており、独自の減免制度について検討する予定はございません。ただし、対象者の拡大については大阪府市長会を通じて国へ要望しております。	長寿介護課

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

	要 望 事 項	回 答	担 当 課
27	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。	社会福祉法人等による減免措置など低所得者に対する介護サービス軽減措置はすでに行っているため、利用料を無料とする制度の創設は考えておりません。また、介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）に係る自治体独自の減免措置は受益者負担の観点から考えておりません。	長寿介護課
28	<p>総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について</p> <p>イ 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>ロ 総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。</p> <p>ハ 「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p> <p>ニ いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	<p>イ サービスの利用につきましては、適切なケアマネジメントを通じて利用者の状態に応じたサービスを提案し、本人が選択することとなっております。また、認定有効期間終了の60日前には案内を送付するなど認定申請を必要とされる方の受付を行っております。</p> <p>ロ 国の動向を注視し、適切に対応してまいります。</p> <p>ハ 国の報酬改定等の動向を注視するとともに、近隣市の状況等を勘案しながら、サービスの単価を設定しています。</p> <p>ニ 介護サービスの利用につきましては、適切なケアマネジメントを通じて、必要なサービスが過不足なく提供できるよう、支援して参ります。</p>	<p>イ、ロ、ハ 長寿介護課</p> <p>ニ 福祉総合相談課</p>
29	保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。	サービスの利用については、適切なケアマネジメントを通じて、必要なサービスが過不足なく提供できるよう努めます。	長寿介護課
30	介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。	市内における介護人材を量および質の両面から支援するため、本市独自の介護人材確保事業を実施しております。また、国へは、これまでから介護従事者の処遇改善のため、介護処遇改善交付金の拡充を要望しているところです。	長寿介護課

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項		回答	担当課
31	入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。	第9期介護保険事業計画においては、令和6年度に地域密着型介護老人福祉施設を1か所、認知症グループホームを2か所整備する予定としており、令和7年度、8年度については、認知症グループホームを各年度1か所ずつ整備する予定としております。	長寿介護課
32	次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1, 2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。	国の動向を注視し、必要に応じ国に要望してまいります。	長寿介護課
33	高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。	実態調査は考えておりません。 民生委員・児童委員、地域包括支援センターや事業所等を通じて、熱中症予防に関する知識の普及・啓発を行うほか、熱中症のリスクの高い方には、クーラー利用等の声掛け等を行ってまいります。 本市において電気料補助制度の創設の考えはありませんが、高齢者に関わらず、生活困窮者に対しては「くらしサポートセンターあすてっぷ茨木」等において個別にお困りごとを伺い、利用可能な給付制度の案内及び申請手続きのサポートを行っております。	地域福祉課 福祉総合相談課
34	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないよう国に意見をあげること。	国の動向を注視し、適切に対応してまいります。	長寿介護課
35	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。	現在のところ、補聴器の購入にかかる助成制度は考えておりません。	長寿介護課
36	新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。	令和6年度の新型コロナワクチンの定期接種につきましては、国及び市の公費助成により、一部の自己負担で接種が可能となる予定です。 介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布については、国・府の動向に注視し、適切に対応してまいります。	健康づくり課 長寿介護課
37	2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための制度改正であると認識しており、新たな助成制度を創設する考えはございません。	保険年金課

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項		回答	担当課
38	<p>带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。</p>	<p>国において、接種費用を公費で助成する「定期接種化」を検討しており、今後、ワクチンの有効性、安全性について更なる知見が必要とされていることから、引き続き、国、大阪府の動向に注視してまいります。</p>	健康づくり課
⑦障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療			
39	<p>障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。</p>	<p>関係法令等に基づき、適切に運用しております。</p>	障害福祉課
40	<p>日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。</p>	<p>法の原則を踏まえ、本市では、65歳到達にあたり介護保険への申請勧奨を行うとともに、未申請の際には、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけております。支給決定については、関係法令等に基づき、適切に決定しております。</p>	障害福祉課
41	<p>介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年発出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。</p>	<p>関係法令等に基づき、適切に運用しております。</p>	障害福祉課
42	<p>介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。</p>	<p>介護保険サービスの適用関係については、「茨木市障害福祉サービス等支給決定基準」に記載し、市ホームページに掲載しております。</p>	障害福祉課
43	<p>介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること</p>	<p>現在のところ当該事項について国に求める考えはありません。</p>	障害福祉課
44	<p>介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること</p>	<p>国庫負担基準の拡充について国に要望しております。</p>	障害福祉課

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
45 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業においても、これまで同様に対象者の状態に応じた適切なサービスを提供してまいります。	長寿介護課
46 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	障害者の福祉サービスについては、関係法令等に基づき利用者負担額の決定を行います。障害福祉サービスの負担上限月額障害者総合支援法施行令に規定されております。非課税世帯の負担上限月額は無料です。介護サービスの利用負担については、法令等に基づき適切な対応に努めてまいります。	障害福祉課 長寿介護課
47 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	持続可能な制度を構築するため、受益と負担の適正化を図ることを目的としたものであり、必要な改正であると考えています。自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設をする考えはありません。	障害福祉課
⑧生活保護		
48 コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。	扶養照会につきましては、生活保護法第4条に定める保護の補足性の原理により、扶養は保護に優先するものと定められております。ただし、虐待や交流状況等の個別の事情によっては扶養照会を行わない等、国の通知に基づき適切に対応しております。また、相談に来られた方が明確に保護の申請意志を表明された場合には、個別の状況に関わらず申請を受理しております。	生活福祉課
49 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度I世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。 札幌市生活保護ポスター https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf 寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp) 枚方市生活保護ホームページ https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html	ポスター等の作成は予定しておりませんが、本市ホームページの生活保護の紹介欄や市広報紙において「生活保護の申請は国民の権利です。」と明記し、ためらわずにご相談いただけるよう制度の周知に努めております。	生活福祉課

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項	回答	担当課
<p>50 ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。</p>	<p>福祉専門職の正規採用は検討しておりませんが、職員数につきましては、ケースワーカーの標準数を満たすよう引き続き適正配置に努めてまいります。ケースワーカーの研修につきましては、課内での研修のほか、国や府が開催する研修に参加する等、ケースワーカーの資質向上に取り組んでおり、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた適正な生活保護の実施に努めております。また、保護費の決定通知書につきましては、扶助毎に金額を記載しているほか、変更の理由を記載し、わかりやすく通知するよう努めております。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>51 シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。</p>	<p>シングルマザーや独身女性の相談者、受給者に対して、担当者をすべて女性にするという予定はございませんが、DV被害を受けている等の特別な配慮が必要な方に対しては、同性職員による訪問や複数人で対応を行う等、状況に応じた配慮を行っております。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>52 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)</p>	<p>「生活保護のしおり」については、はじめに生活保護は国民の生存権を保障する国の制度であることを記載し、保護の原理・原則、しくみ、開始手続、保護を受けた場合の権利・義務などわかりやすく説明したものを市民の目に触れやすいよう常時カウンターに配架しております。また、相談者に対しては生活状況等をお聞きし、制度内容について丁寧に説明を行い、生活保護の申請意思を有する方に申請書を交付しておりますので、申請書の常時配架は考えておりません。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>53 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>警察官OBについては、暴力団対策や生活保護の適正実施の観点から、面接相談やケースワーカーの訪問調査活動の補助のため配置しております。なお、「適正化」ホットライン等については実施しておりません。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>54 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。</p>	<p>生活保護基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を検証し、物価等の動向も踏まえ、国が決定するものと認識しており、要望等を行う予定はありません。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>55 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。</p>	<p>住宅扶助の経過措置及び特別基準については、世帯の状況を確認したうえで必要と認められる世帯に適用しております。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>56 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。</p>	<p>医療扶助については、医療扶助運営要領に基づき適切な運営に努めており、国に要望等を行う予定はありません。</p>	<p>生活福祉課</p>

令和6年度 社会保障に関する要望書に対する回答書

要望事項		回答	担当課
57	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	大学生、専門学生については、本来同一世帯員として取り扱うべきところを世帯の将来の自立のために例外的に世帯分離を認めているものであり、進学については世帯の意思を尊重し、状況に応じた世帯の認定・保護の実施を行っております。その取扱いにつきまして、特に国に要望する予定はございません。	生活福祉課
⑨防災関係			
58	災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。	体育館の冷暖房につきましては、令和6年度末までに全校設置を完了する目標で進めております。 トイレの洋式化につきましては、順次、計画的に改修を進めております。	施設課
59	能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。	スフィア基準については、本市の避難所運営マニュアル等で参考にするよう努めており、災害用トイレなどは基準に沿った備蓄を行っております。	危機管理課
60	高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	災害対応は平時から個々の生活状況に応じた備えが必要となるため、高層住宅に対しての特別な支援及び住宅管理者への指導・啓発は考えておりませんが、引き続き要配慮者への対応に努めてまいります。	長寿介護課 障害福祉課